

豊中市上下水道局キャラクター及びマンホール蓋デザインの使用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊中市上下水道局キャラクター及びマンホール蓋デザイン（以下、「所有デザイン等」とする）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、所有デザイン等とは、別図1及び2に示す図柄をいう。

2 別図1に定めるキャラクターの愛称は、「AQU P P I（アクッピー）」という。

(権利)

第3条 所有デザイン等に関する一切の権利は、豊中市上下水道局（以下「局」という。）に帰属する。

(使用の承認申込)

第4条 所有デザイン等を使用しようとする者（以下「申込者」という。）は、あらかじめ豊中市上下水道局キャラクター及びマンホール蓋デザイン使用承認申込書（様式第1号）に必要書類を添えて、豊中市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に提出しその承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 局又は局の関係機関が業務に関し使用する場合
- (2) 学校等が教育の目的で使用する場合
- (3) 住民組織が地域活動の目的で使用する場合
- (4) 報道機関が報道の目的で使用する場合

(使用の承認基準等)

第5条 管理者は、前条の規定による申込書の提出があった場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは、所有デザイン等の使用を承認するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を承認しない。

- (1) 法令に違反し、又は違反する恐れがある場合
 - (2) 公序良俗に反し、または反する恐れがある場合
 - (3) 特定の政治、思想、宗教的主張を支援し、又は支援しているような誤解を与える恐れがある場合
 - (4) 特定の個人又は団体を後援しているような誤解を与える恐れがある場合
 - (5) 局が推奨していると誤解を招くおそれがある場合
 - (6) 局の事業又は局が認めた関連事業を推進する上で支障となる恐れがある場合
 - (7) 第8条各号に掲げる事項を遵守しない恐れがある場合
 - (8) 制作物等の販売価格が、所有デザイン等の使用前より高額となる場合
 - (9) その他管理者が適当でない判断する場合
- 2 管理者は、使用を承認するときは、豊中市上下水道局キャラクター及びマンホール蓋デザイン使用承認通知書（様式第2号）により、使用を承認しないときは、豊中市上下水道局キャラクター及びマンホール蓋デザイン使用不承認通知書（様式第3号）により、申込者に通知するものとする。
- 3 管理者は、使用を承認するときは、必要な条件を付することができるものとする。

(使用期間)

第6条 所有デザイン等の使用期間は、承認日から起算して1年を経過する日以降の最初の3月31日までとする。ただし、更新は妨げない。

(使用料)

第7条 所有デザイン等の使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第8条 所有デザイン等の使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 所有デザイン等のイメージを損なう使用をしないこと。
- (2) 別図1及び2に定めた色、形状等に沿って正しく使用すること。
- (3) 第5条第3項の規定により付された条件に従って使用すること。
- (4) 商標登録、意匠登録等、知的財産に関する一切の権利を新たに設定又は登録をしないこと
- (5) 所有デザイン等を使用した商品等（以下「使用対象物件」という。）は、完成後、速やかに管理者に提出すること。ただし、使用対象物件の提出が困難なものについては、その形状の分かる写真の提出をもって代えることができる。

(使用承認内容の変更)

第9条 使用者は、所有デザイン等の使用承認の内容を変更しようとするときは、あらためて第4条に規定する手続きを行うものとする。

2 管理者は、前項の規定によって申込書の提出があった場合、第5条に規定する手続きを行うものとする。

(使用承認の取消し)

第10条 管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、使用承認を取り消すことができる。

- (1) 使用者がこの要綱に違反していると認められる場合
- (2) 第5条第1項各号のいずれかに該当する場合
- (3) 第8条第1項の規定に違反したと認められる場合
- (4) 虚偽その他不正な手段により使用承認を受けた場合
- (5) 前各号に掲げるもののほか、管理者が不相当と認めた場合

2 管理者は、前項の規定により使用承認を取り消したときは、使用者に対し、その理由を通知するものとする。

3 第1項の規定により使用承認を取り消された者（以下「承認取消者」という。）は、取消しの通知を受けた日以後、当該使用対象物件を使用してはならない。

4 管理者は、承認取消者に対し、当該使用対象物件の回収を求めることができる。

5 管理者は、使用承認の取消しにより生じた損害について、賠償する責任を一切負わない。

(免責)

第11条 使用者が、所有デザイン等の使用によって第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、局は、損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年1月5日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年4月15日から実施する。

附 則

この要綱は、平成31年4月26日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和8年6月1日から実施する。

様式第1号（第4条関係）

豊中市上下水道局キャラクター及びマンホール蓋デザイン使用承認申込書

年 月 日

（あて先）豊中市上下水道事業管理者

申込者
住所又は所在地
氏名又は代表者名

豊中市上下水道局キャラクター及びマンホール蓋デザインを下記のとおり使用したいので申込みます。

記

使用デザイン等	アクッピー ・ マンホール蓋デザイン
使用対象物件 (品目など具体的に)	
使用目的	
使用期間（予定）	年 月 日 ～ 年 月 日
使用数量（予定）	
希望する データの種類	カラー ・ モノクロ .ai ・ .jpeg (その他の形式をご希望の場合は、ご相談ください)
担当者連絡先 (所属・氏名・電話番号・ メールアドレス等)	
添付書類 ・ 企画の内容がわかるもの（レイアウト、スケッチ、原稿等）	

豊水経第 号
年 月 日

豊中市上下水道局キャラクター及びマンホール蓋デザイン使用承認通知書

様

豊中市上下水道事業管理者

年 月 日付で申込みのありました豊中市上下水道局キャラクター及びマンホール蓋デザインの使用について、下記のとおり承認します。

記

使用デザイン等	
使用対象物件 (品目など具体的に)	
使用目的	
使用期間（予定）	年 月 日 ～ 年 月 日
使用数量（予定）	
承認の条件	<ul style="list-style-type: none">・使用にあたっては、豊中市上下水道局キャラクター及びマンホール蓋デザインの使用に関する要綱に定める規定を遵守すること。

豊水経第 号
年 月 日

豊中市上下水道局キャラクター及びマンホール蓋デザイン使用不承認通知書

様

豊中市上下水道事業管理者

年 月 日付で申込みのありました豊中市上下水道局キャラクター及びマンホール蓋デザインの使用について、下記の理由により承認できません。

記

理 由

別 図 1

キャラクター（4色、2色、単色）

基 本 形



基本形（ロゴあり）



変形1（困った顔）



変形2（怒った顔）



愛 称（4色、2色、単色）

必要に応じて、下記の愛称をキャラクターに併記する。

愛称1 「豊中市上下水道局キャラクター アクッピー」

愛称2 「アクッピー」

愛称3 「AQUPPI（アクッピー）」

別 図 2

マンホール蓋デザイン

カラー



モノクロ

